

## 三木市奨学金のご案内

希望者は担任又は事務室へ申し出て願書を受け取り、期限までに必要書類を提出してください。

【願書提出期限 6月23日(火)】

### 三木市教育委員会奨学生募集要領 (抜粋)

#### 1 奨学生資格

奨学生として応募できる方(以下「申請者」という。)は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 令和2年4月1日以前から申請者が三木市に住所を有していること又は申請者の生計を主として維持する方とその家族が市内に住所を有していること。
- (2) 学校教育法に定める高等学校、大学又は専修学校等に在学中であること。
- (3) 令和元年中の**同一世帯の総所得金額の合計**が下表の基準所得以下であること。

世帯人数	3人以下	4人	5人	6人	7人以上は1人増加ごとに加算
基準所得	234万円	289万円	350万円	406万円	1人につき加算額52万円

#### 【所得金額とは】

- 給与所得の方 ⇒ 給与所得金額(源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」)
- それ以外の方 ⇒ 収入金額 - 必要経費 = 所得金額
- (4) 素行が良好であること。
- (5) 向学心に富み、高校、大学、専修学校等の必要な課程を継続して修める見込みがあること。

2 募集人数 300人程度

3 奨学金の金額 **月額 6,000円**

4 提出書類

- ① 奨学生願書(本人及び保護者の印鑑は認印で可)
- ② 奨学生推薦書 ③ 口座振込依頼書
- ④ 所得証明書(令和2年1月1日在住の役所で発行)  
(平成13年4月1日以前に生まれた方で同居、別居を問わず生計を一にする家族は全員(申請者及び無収入の方を含む。)について証明が必要です。ただし、19歳未満でも就業(アルバイト含む。)している方については証明が必要)又は、生活保護の要保護者である旨を証明する書面。

【所得証明書は原本添付】所得証明書は原本を添付してください。ただし、令和2年度に兄弟姉妹で奨学金を申請する場合や就学援助等の手続きで原本を教育委員会へ提出する場合は、写しでの申請を可とします。